

【令和3年度 学校体育施設開放 利用にあたって】

利用申請書等の提出について

広報春日井掲載：1月15日号

受付期間：1月15日(金)から1月24日(日)まで【厳守】

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

1月18日(月)は、休館日のため受け付けができません。

提出書類：(1) 学校体育施設利用許可申請書

(2) 学校体育施設利用団体名簿

(3) 学校体育施設利用活動内容届

<https://www.sport-kasugai.or.jp/sports/school/>

総合体育館ホームページ内からダウンロードが可能です。

提出先：総合体育館へ持参してください。(郵送不可)

調整会議：2月14日(日) 午前中の予定

申し込みが重複した場合は、調整会議で該当団体による話し合い
または抽選となります。

《注意事項》

利用できる条件、曜日、時間、種目等については、学校により異なりますので、受付窓口または、ホームページにて御確認の上、書類を提出してください。

施設の工事等により、利用許可内容が制限されたり、長期に渡り利用できなくなる場合もございますので、御了承ください。

新型コロナウイルス感染症対策に御協力をいただくとともに、感染拡大による利用休止等、御理解頂きますようよろしくお願いいたします。

《団体条件》

① 市内に在住又は在勤する人で構成する10人以上の団体

② 成人の責任者1人と成人の副責任者2人を有する団体

(正副責任者は、必ず平日昼間に連絡が取れる人とします。)

鍵の管理は正副責任者で行うこととし、利用日には必ず正副責任者のうち1人は施設にいて管理してください。

③ 2つ以上の団体の正副責任者を兼ねることはできません。

《利用条件》

① 原則として1団体につき1枠 (週1回、1校) とします。(午前、午後、夜間それぞれを1枠とします。)

- ② **二次募集の受付期間**は、**3月10日（水）から11月9日（火）まで**とし、**利用開始は5月以降**となります。空いている枠について、先着順で受け付けます。また、隔週で利用する団体の申請も受け付けます。
- ③ **二枠目**を利用しようとする場合の受付期間は、**6月1日（火）から11月9日（火）まで**とし、**利用開始は7月以降**となります。
- ④ 年間を通して毎週許可書に記載された曜日、時間、種目で利用とします。
- ⑤ 営利目的、政治活動及び宗教活動等での利用は許可できません。

《開放期間》

令和3年4月1日（木）から令和4年3月15日（火）まで

※令和3年12月29日（水）から令和4年1月3日（月）までを除く。

《開放時間・実費徴収金》

開放時間は、学校により異なる場合がありますので、受付窓口で確認してください。

実費徴収金は、2期に分けて請求いたします。4～9月分を10月に、10～3月分を3月に金融機関払込用の納入通知書を団体責任者へ送付いたします。

施設	開放時間	実費徴収金
小学校の体育館	○月～金曜日 夜間 18:00～21:00 ○土・日曜日 午前 9:00～12:00 午後 13:00～16:00 夜間 18:00～21:00	1回 500円 ただし、丸田小・ 出川小は1回800円
中学校の体育館	夜間 19:00～21:00	1回 800円
中学校の武道場	夜間 19:00～21:00	1回 500円

◆旧西藤山台小学校施設の体育館についてはグルッポふじとうへ（高蔵寺まなびと交流センター）へ（TEL37-4919）

《特に定める利用条件・注意事項》

- ・フットサルは施設管理上禁止します。ただし、小学生以下を対象とする団体で、**ボールを使わず**基礎体力練成での使用のみ認める場合があります。
 - ・施設周辺の住環境（騒音問題）に配慮するため、学校によっては、住宅側の窓を閉め切って活動していただくことがあります。（夏場も閉め切り）
- また、大きな音の出る種目及び施設の利用方法を制限する場合があります。各学校の利用条件を確認してください。

《申請書記入上の注意》

- ① 必ずボールペンで記入してください。(鉛筆、消せるボールペンは不可)
- ② 申請書等の電話番号記入欄は、緊急で連絡をとることがありますので、必ず連絡が取れる電話番号及び携帯電話番号を記入してください。
- ③ 名簿には、メンバー全員の氏名、性別、年齢(令和3年4月1日時点)、住所、電話番号を記入してください。勤務先は、市内在住者は記入の必要はありません。
- ④ 学校体育施設利用活動内容届は、学校体育施設を利用する市内スポーツ団体の活動状況を把握し、今後のスポーツ行政の参考としたいと考えておりますので、記入例(内容届裏面)を参考に活動内容欄に、貴団体の目的、構成、活動内容を簡潔に記入してください。問い合わせへの紹介の可否の欄の条件は、簡潔に記入してください。
- ⑤ 申請書等を持参される方は責任者または副責任者の方でお願いいたします。
- ⑥ 申請書等提出の前に、必ず利用学校の施設を御確認ください。

《利用にあたっての遵守事項》

- ① 利用時間は、許可証に明記してある時間を厳守してください。利用時間内に必ず施錠(防犯管理を含む)をしてください。
- ② 利用時間終了後は速やかに静かに学校敷地から退出し、敷地周辺で騒ぐことの無いようにしてください。
- ③ 学校の敷地内は、禁煙となっています。また、アルコール飲料の持ち込みも禁止となっていますので厳守してください。
- ④ 校内へ車両を乗り入れる際は、児童、生徒に十分注意し、交通事故が起きないように気をつけてください。
- ⑤ 利用時に生じたゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ⑥ 許可されていない学校の備品や部活動の用具の使用は禁止です。
- ⑦ 学校の備品や壁等を破損させた場合や鍵を紛失した場合の費用は、全額利用者負担とし、教育委員会が指定する業者への支払となり、多大な負担がかかりますので、くれぐれも大切に取り扱いしてください。
- ⑧ 団体所有の物品を学校に保管しておくことはできません。
- ⑨ 安心してスポーツを行っていただくためにスポーツ安全保険の加入をお勧めします。小さな掛け金で1年間の活動のさまざまな補償(けがや事故、施設の破損等)が得られます。
- ⑩ 学校の施設修繕や工事に伴い、利用許可内容に一部制限がかかる場合や、長期に渡り利用できなくなる場合もございますので、ご了承ください

い。

- ⑪ コロナウイルス感染症対策への御協力をいただくとともに、感染拡大による利用休止等、御理解頂きますようよろしくお願いいたします。
- ⑫ その他の事項については総合体育館までお問合せください。

令和2年度までに、次の行為により**利用停止**になった団体があります。
必ずルールとマナーを守って利用してください。

- ・許可された団体が使用せず、**又貸し**をし、他団体が使用していた。
- ・**虚偽の申請**を行った。
- ・利用許可時間を超えて利用し、駐車場内でも騒がしく、**近隣住民から苦情**を受けた。
- ・**営利活動として使用**していた。
- ・学校の備品を許可なく不適切な方法で使用し、破損させた。
- ・学校敷地内で喫煙した。

※ 利用条件を満たさない場合、遵守事項を守らない場合、その他学校体育施設開放事業において支障をきたす問題が発生した場合には、利用をお断りする場合があります。

【連絡先】

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団
スポーツ振興センター 総合体育館
電話 (0568)84-7101